

議会運営委員会

平成29年11月21日（火）

午前9時59分開会

○村田委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長　おはようございます。

本日は、平成29年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案10件、報告が1件であります。

議案につきましては、議案第54号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから議案第56号、尾鷲市営住宅条例の一部改正についてまでの条例関係が3件、議案第57号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてから議案第61号、平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの予算関係が5件、その他として、議案第62号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてと、議案第63号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についての2件であります。

報告1件につきましては、報告第10号、専決処分事項の承認についてであります。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○下村総務課長　それでは、平成29年第4回尾鷲市議会定例会の提出議案について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは、提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第54号から議案第63号までの議案10件、報告が専決処分事項1件としています。議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正が3件、補正予算関連が5件、その他が2件であります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1 ページの議案第 5 4 号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてにつきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法が公選制から議会の同意を要する市長による選任制に改められ、委員の定数も、地域の実情に応じて政令の基準に従い、条例で定数を定めるとともに、農業委員会の委員とは別に、主に現場活動を担う農地利用最適化推進委員が新設され、その定数を定めるものであります。また、新設された農地利用最適化推進委員の報酬について条例で定める必要があることから、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、4 ページの議案第 5 5 号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告に伴い、職員の俸給表の改定、勤勉手当の支給率の引き上げが主な改正であります。

今回の給与勧告のポイントといたしましては、民間の初任給との間に差があることから、採用職員の初任給を 1,000 円引き上げるとともに、民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を平均で 0.2% 引き上げるものであります。期末・勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.1 カ月分引き上げ、4.4 カ月分に改定し、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

次に、20 ページをごらん願います。

議案第 5 6 号、尾鷲市営住宅条例の一部改正についてにつきましては、第 7 次一括法による公営住宅法の改正に伴う関係省令の条ずれに対応するための一部改正であります。

なお、条例関係 3 議案については、別添で新旧対照表を添付してございますので御参照願います。

続きまして、22 ページの議案第 5 7 号、平成 29 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についてから 26 ページの議案第 6 1 号、平成 29 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決についてまでの 5 議案について、一括して御説明いたします。

予算概要につきましては、お手元に別冊で一般会計補正予算（第 4 号）主要事項説明に取りまとめているので、その説明書をもって御説明いたします。

説明書の 1 ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で 5,00

7万5,000円、特別会計の国民健康保険事業会計で1,410万円、後期高齢者医療事業会計で28万5,000円それぞれ追加し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を137億645万3,000円とするものであります。

また、病院事業会計では、歳入を129万9,000円、歳出で1,395万3,000円増額し、歳入予算現額を47億2,323万2,000円に、歳出予算現額を48億9,375万3,000円とするものであります。

水道事業会計では、歳出を59万8,000円増額し、歳出予算現額を8億6,525万4,000円とするものであります。

まず、一般会計の内訳から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の主なものといたしましては、13款国庫支出金490万3,000円の増額は、補助対象経費の増加に伴う生活扶助費等国庫負担金168万2,000円の増額、税番号制度システム整備費補助金219万9,000円の追加が主なものであります。

14款県支出金332万7,000円の減額は、国保基盤安定負担金284万8,000円の減額と、事業費確定に伴う電源立地地域対策交付金114万2,000円の減額が主なものであります。

17款繰入金2,296万8,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

19款諸収入2,505万8,000円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金2,349万4,000円の追加、資源化物売却単価の上昇による資源化物売却収入121万円の増加が主なものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次の4ページで御説明いたします。

まず、各款共通の人件費は、特別職で、副市長の就任が8月となったことにより、約5カ月分の給与の減額分766万1,000円、一般職では、人事院勧告による給与の増額分が102万7,000円、昇給、昇格等による増額が71万9,000円、人事異動に伴う給料の減額が609万6,000円、職員手当等では、人事院勧告による増額分が629万9,000円、勸奨退職者に係る退職手当及び時間外手当等の増加により6,398万4,000円の増額。

共済費では、追加費用の負担割合の引き上げにより 829万9,000円が増額となります。

総務費では、一般管理費として、10月までの伸び率を勘案し、ふるさと納税返礼品として、報償費 834万4,000円の増額、臨時職員の精査による減員で、賃金等が 257万8,000円の減額となります。

企画費は、ふれあいバス路線変更に伴う駅前停車場借地料 1万2,000円の追加であります。

次に、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード記載表記対応のため、総合住民情報システム改修業務委託料 220万円の追加となります。

次に、民生費の社会福祉総務費ですが、介護システム改修業務委託料の増により紀北広域連合分担金が 425万2,000円の増額、台風 21・22号により床上浸水となった世帯に対する災害見舞金 20万円の追加となります。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金 1,288万6,000円の減額補正は、低所得者に対する国民健康保険税軽減分等見込み額の減、職員人件費の減額が主なものであります。

介護保険費では、地域支援事業の前年度精算金であります。

次のページ、後期高齢者医療費は職員人件費の増、児童福祉総務費はひとり親家庭の利用者の増加に伴う放課後児童クラブ運営委託料の増額であります。

生活保護施設事務費は、生活保護法による保護・救護施設利用者数の増加により、救護施設委託事務費負担金の増額であります。

次に、衛生費ですが、保健総務費は、補助対象医療費の増額による未熟児養育医療費助成金 115万2,000円の増額であります。

次の塵芥収集費、塵芥処理施設費、環境調査対策費につきましては、それぞれ入札執行に伴う額の確定による減額であります。

続きまして、農林水産業費では、早期の対応が必要な修繕箇所が生じたことから、林道開設改良費で 50万円、漁港管理費で 88万4,000円の修繕料を増額するものであります。

商工費では、尾鷲駅前広場利便性向上事業における 4台分の駐車場用地賃借料 1万9,000円の追加であります。

次のページ、消防費では、職員人件費の減により、三重紀北消防組合負担金の減額であります。

次に、教育費は、奨学資金貸与者の減数による奨学資金貸付金 252万円の減額、

入札執行に伴う額の確定による各小学校遊具設置工事請負費 1 5 6 万 3 , 0 0 0 円の減額、補助対象施設の増加に伴う他市町公営プール利用補助金 1 6 9 万 7 , 0 0 0 円の増額、額の確定による施設管理業務委託料及び市営野球場の防球ネット設置工事請負費の減額、市営野球場芝刈りトラクター購入費 1 1 4 万 6 , 0 0 0 円の追加であります。

災害復旧費は、台風 2 1 号により、農林業施設復旧費 1 2 0 万円の追加であります。

次に、7 ページをごらん願います。

債務負担行為補正について御説明いたします。

次のページにまたがりませんが、5 0 件の追加であります。これは、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであります。各事項の期間、限度額は記載のとおりであります。

続きまして、9 ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ 1 , 4 1 0 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 3 1 億 1 , 3 1 6 万 2 , 0 0 0 円とするものであります。

歳入は、繰入金で、職員給与費等繰入金などの減額により一般会計からの繰入金が減額となったものの、今回の補正財源として財政調整基金からの繰り入れが増額となったことから 1 , 4 1 0 万円の増額となります。

歳出につきましては、総務費が人事異動等に伴う人件費の減額、保険給付費は上半期の支払い実績を踏まえ 2 , 1 8 8 万 2 , 0 0 0 円の増額、介護納付金 1 0 0 万 6 , 0 0 0 円の減額が主なものであります。

1 0 ページをごらん願います。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ 2 8 万 5 , 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算総額を 6 億 2 , 8 3 5 万 2 , 0 0 0 円とするものであります。給与改定等に伴う職員人件費の増額及び国の軽減判定の誤りによる保険料過誤納付還付金による増額であります。

1 1 ページ、病院事業会計ですが、収益的収入及び支出の支出では、医業費用が応援医師の依頼件数の増加や給与改定等による給与費 1 , 8 0 6 万円の増額となるものの、A 重油購入費及び医療機器賃借料などの減額が 3 9 5 万 3 , 0 0 0 円となります。医業外費用で、消費税及び地方消費税 1 万 1 , 0 0 0 円の増額であります。

次に、資本的収入及び支出は、収入で、医療機器の更新に伴う企業債 3 0 万円の増額、地域医療体制基盤整備事業県補助金 9 9 万円 9 , 0 0 0 円の増額であります。

支出では、機械備品購入費が48万円の増額となるものの、車両購入費の入札差金が64万5,000円の減額となります。

12ページには、債務負担行為として8件を追加しております。それぞれ来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。

次のページ、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の支出で59万8,000円の増額となりますが、これは営業費用で、給与改定などによる職員人件費59万1,000円の増額が主なものであります。

次に、債務負担行為補正として2件を追加しております。

議案書に戻っていただき、27ページをごらん願います。

議案第62号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてにつきましては、尾鷲港における公有水面埋め立て工事により新たに生じた土地を確認し、当該土地を大字南浦の区域に編入するため、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページに図面がありますが、中央右上部の土地5,249.56平方メートルで、これは平成14年竣工のものであります。県内各地の土地の測量や登記には多額の経費が必要となることから順次登記を済ませているようで、今回同地が該当となり、測量を済ませ、本市議会の議決を得て登記されることとなります。

次に、議案第63号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についてにつきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者を指定する施設の名称は尾鷲市斎場、指定管理者は有限会社小倉葬具店、指定の期間は平成35年3月31日までの5年間であります。

次に、30ページの報告第10号、専決処分事項の承認についてにつきましては、平成29年9月28日、衆議院の解散に伴い、10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙に係る予算を平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）として地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長　今定例会に提出予定の10議案と報告1件について執行部から説明がございました。

これにつきまして、委員の皆さん方から御意見ありましたら御発言願いたいと思

います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいま説明のごぞいました議案10議案と報告1件について、今定例会で議案上程をするということで決定いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、発議について説明を求めたいと思っております。

○岩本議会事務局長　　それでは、事項書2番目の発議について御説明申し上げます。

発議第10号、過疎地域における救急医療提供体制に対する支援（補助制度の創設）を求める意見書について（案）でございます。

この意見書の要旨でございますが、現在、尾鷲総合病院の救急医療に係る一般会計及び病院事業会計の収支が赤字となっている状況であることから、地域医療を守り、市民の安全安心を保障するためにも、県独自の支援、具体的には補助制度の創設をしていただくよう求めるものでございます。

この発議の取り扱いでございますが、本定例会初日である11月28日に議長発議として上程し、議決いただくという取り扱いでよろしいかどうか、御協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長　　発議について、ただいま事務局より説明がございました。議会の初日に、この発議について出してまいりたいという説明でございましたが、これでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　よろしいということでございますので、説明のとおり進めたいと思っておりますが、この発議につきましても、ただいま文面が出されましたけれども、議長のほうにおいて十分精査をされてきておるものでございますけれども、議員の皆さん方には初めてということでありまして、二、三日余裕をいただきまして、議員の皆さん方の中でこの文面を検討していただきまして、御意見がございましたら事務局のほうに申し入れをしていただく、こういう取り扱いをしていただきたいと思います。議長、いかがでしょうか。

○南議長　　できたら意見をつけ加えたり、削除する部分があれば、今、議運の委員長が言われましたように、議会事務局のほうへ届けていただければと思います。

○村田委員長　　よろしく願いいたします。

それでは、請願について、事務局より説明を求めます。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書3の請願について御説明申し上げます。

ただいま通知させていただきました請願文書表案及びその次のページにあります請願書の写しのとおりでございます。

国土調査法に基づく尾鷲市の地籍調査事業の早期実施を求める請願でございます。

請願者は、三木里町391番地3、三木里地区会会長、宇田正明氏、紹介議員は上岡雄児議員でございます。

請願の趣旨でございますが、三木里地区におきましては、三木里小学校が災害発生時の唯一の避難場所となっている中、現在の道路が狭隘で、緊急車両等の通行ができないことから、三木里地区において防災避難道路の整備計画を進めているということでございます。この道路整備を行うに当たって地籍調査が必要となることから、市において早急に地籍調査事業を推進するよう求めるものでございます。

この請願の取り扱いにつきましては、定例会2日目である12月4日に上程し、その後、所管の常任委員会に付託して御審査いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　説明は以上のとおりでございますけれども、請願について御意見ございましたら御発言願いたいと思います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、ただいま事務局から説明のとおり取り進めていきたいと思いますが、委員会の付託。

○岩本議会事務局長　付託委員会につきましては、総務産業常任委員会ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○村田委員長　次に、議員派遣について。

この件について、事務局より説明いたします。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書4番目の議員派遣について説明させていただきます。

議員派遣につきましては、以前の議会運営委員会でも説明させていただきましたが、地方自治法第100条第13項で、会議規則の定めるところにより議員を派遣することができる定められておきまして、本市議会の会議規則第166条において、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定すると定めております。

当市議会におきましては、これまで、その後に規定されておりますただし書きを根拠に、議長において議員の派遣を決定しておったところでございますが、今後につきましては、公務災害の適用の関係もありますので、あらかじめ予定がわかっているものについては議決しておいたほうがよりよいということから、今回からこういう形にさせていただきたいと思っております。

内容といたしましては、議員派遣一覧表のとおり、平成30年1月30日にいなべ市において三重県市議会議長会定期総会がございます。議長とともに小川副議長も出席することから、副議長の派遣について議決をいただくというものでございます。

なお、この内容に変更が生じた場合、あるいは議決後に新たな議員派遣の必要が生じた場合には議長に一任していただくということも同時に議場のほうで諮らせていただく形になりますので、よろしく願いいたします。これにつきましては、定例会最終日に議決いただく予定としております。

以上でございます。

○村田委員長　議員派遣について、ただいま説明のとおりでございますけれども、これについて御意見ございましたら御発言願いたいと思います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、説明のとおり取り進めていきたいと思っております。

次に、会期及び議事日程（案）について説明をもらいます。

○岩本議会事務局長　それでは、事項書5番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、11月28日火曜日から12月14日木曜日までの17日間でございます。会議は、いずれも午前10時開会とさせていただきます。

11月28日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保。これは、先ほど執行部から説明がありました議案第54号、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから議案第63号、尾鷲市斎場の指定管理者の指定についてまでの計10議案についてでございます。

次に、報告、質疑、討論、採決。これは、報告第10号、専決処分事項の承認について（平成29年度尾鷲市一般会計補正予算第3号）についてでございます。

次に、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決。これは、先ほど説明させていた

いただきました意見書の発議 1 件についてでございます。

翌 1 1 月 2 9 日水曜日から 1 2 月 1 日金曜日までは議案調査、2 日、3 日は土日のため休会となります。

4 日月曜日、午前 1 0 時より本会議を再開していただきまして、1 1 月 2 8 日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っております。

7 日木曜日は総務産業常任委員会、8 日金曜日は生活文教常任委員会、9 日、1 0 日は土日で休会、1 1 日月曜日及び 1 2 日火曜日は予算決算常任委員会、1 3 日水曜日は予備日とし、1 4 日木曜日午前 1 0 時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査内容の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

会期及び議事日程（案）については以上でございますが、続けて事項書の 6 番、7 番、8 番についてもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本議会事務局長　それでは、各発言通告書の提出期限でございます。

事項書 6 番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによります 1 1 月 3 0 日木曜日の午前 1 1 時。

次に、事項書 7 番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、報告第 1 0 号は、開会日前日である 1 1 月 2 7 日月曜日の午前 1 1 時、それ以外の議案につきましては、1 1 月 3 0 日木曜日の午前 1 1 時。

次に、事項書 8 番目の討論発言通告書提出期限につきましては、報告第 1 0 号は、開会日前日の 1 1 月 2 7 日月曜日の午前 1 1 時、それ以外の議案につきましては、1 2 月 1 3 日水曜日の午前 1 1 時とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、ただいま議案付託表の案を通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　会期及び議事日程及び各発言通告の提出期限について説明がございました。これについて、別段問題ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようであります……。

○南議長　この中で、先般から進めております市政推進プロジェクトのことなん

ですけれども、中間報告を執行部のほうからしたいということで、12日でしたね、委員長、もし予算決算常任委員会が1日で終われば、12日に総務と生文の連合審査会ということでプロジェクトの説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○村田委員長　　なお、12日の予算決算常任委員会、これが1日かかるようでしたら、予備案として13日の予備日、これを充てていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○村田委員長　　ありがとうございます。

それでは、次に、その他の項に入りたいと思います。

○岩本議会事務局長　　それでは、その他といたしまして、10月に開催いたしました議会報告会の結果報告をさせていただきたいと思います。

今通知させていただいたのは、各会場別の参加者数をまとめたものでございます。合計で102名の市民の方に御参加をいただいております。

次に、その際にいただきました御意見、御要望等に対する回答を執行部のほうからいただきまして、それをまとめたものでございます。この回答につきましては、ホームページへの掲載とともに、各地区の区長さん、あるいは各団体の代表の方に文書でもって回答をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　　議会報告会の結果報告がございまして、各地区からの要望については今から返事を出すということなんですね。ですから、議員の皆さん方もこの意見に対する回答をちょっとごらんになって、こういうことをという御意見があれば、また事務局のほうに申し出をしていただければ結構かと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

事務局のほうからも、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　それでは、これで事項書に基づいての皆さんにおける審査は終わったわけでありまして、特別に、その他の項で御意見ございましたら。

○濱中委員　　今回も委員会への執行部の出席に関して、市長、副市長に関しては委員長の判断ということで、前回言ってもらったようでよろしいですか。

○村田委員長　　議会運営委員会で市長、副市長の出席については、各委員長が議

案の説明を受ける際に必要、どう、検討していただきまして、委員長の判断で出席ということになれば議長に申し出て、議長から出席依頼をするという取り運びとなっておりますので、これを厳守していただければ結構かと思えます。

その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないようでありますので、これで議会運営委員会を閉じます。御苦勞さんでした。

(午前10時33分 閉会)